



「学校はなぜ法を守らないのか」

理事 大貫隆志

発行
NPO法人
ジェントルハートプロジェクト事務局
〒210-0843
川崎市川崎区小田栄1-8-3 青山
Tel & Fax
045-845-3620(小森)
URL <http://npo-ghp.or.jp>会員登録及びカンパは随時受付中
正会員 1口 2,000円
賛助会員 1口 1,000円
郵便振替
口座番号:00200-8-111295
口座名義:ジェントルハートプロジェクト
振込用紙に会員の種別を明記下さい

目次:

巻頭コラム	P 1
アンケート結果の報告	P 2-3
シンポジウムの報告	P 4-5
文科省の有識者会議での ヒアリングの報告	P 6
活動の報告と今後の予定	P 7
橋がかかる	P 8

ジェントルハート通信第49号
定価100円(会員は無料)

いじめ防止対策推進法施行後も続くいじめ、変わらない学校対応

2013年9月28日、いじめ防止対策推進法が施行されました。これは日本初のいじめ対策の法律で、学校などのいじめ問題への取り組みが大きく変わることが期待されました。

しかし残念ながら、いじめの発生や自殺発生後の学校側の対応は、旧態依然としたものでした。

2014年7月4日には、青森県立八戸北高校2年女子(当時17歳)が、1年後の15年7月5日には、岩手県矢巾町で町立中学2年男子(当時13歳)が、いじめを理由に自ら命を絶ちました。

八戸のケースでは、高校1年の6月頃から同級生とトラブルがあり、11月頃には母親が「嫌がらせを受けている」と担任などに相談をしています。しかし学校は、「嫌がらせ」であって「いじめ」の訴えでないとして、それ以上の対応を怠っています。

一方、矢巾町のケースでは、男子生徒は、担任教諭に毎日提出する「生活記録ノート」の中で、同級生から暴行を受けたことを何度も書き、「ボクがいつ消えるかはわかりません。市(死)ぬ場所はきまってるんですけどね」と自殺の予告までしていました。が、結果的には何ら対応することなく見過ごされています。

いずれのケースも、明らかにいじめと判断できます。にもかかわらず「いじめでない」と曲解・無視し、具体的な対応をとりませんでした。

ないがしろにされている
第23条「いじめに対する措置」

いじめ防止対策推進法第23条では、いじめが起こったり、いじめが強く疑われたりする場合に、学校がとるべき措置を定めています。たとえば、「学校は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの

有無を確認し学校設置者に報告すること、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童等に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導・助言を継続的に行う」としています。

しかし、報道等で知る限りでは、いじめ被害を訴えても「いじめではなく、いじり、ちょっかい、からかい、ふざけ、トラブル、けんか」と認識し、法で定められた対応をとっていないケースがほとんどです。なぜ学校は、法律を守ろうとしないのでしょうか。

これは、学校等がいじめ問題に熱心でないことが最大の理由ですが、背景には、いじめ定義の曖昧さもあると思われれます。いじめ防止対策推進法では、いじめを「心身の苦痛を感じているもの」と定めています。これは、いじめを広く認定するための優れた仕組みですが、この訴えを元に対応を進めると、加害側とされた保護者からの反発をまねきかねません。それを避けるために学校が萎縮し、なかったことにしようとするのではないのでしょうか。特に暴力を伴わない「コミュニケーション操作系」のいじめに関しては、その傾向が強いように感じます。

例えば、アメリカの児童ポルノの定義は、具体的・詳細で誰が判断しても同じ結論を導く設計になっています。現状のいじめ定義に加え、明確な判断基準を併記することで、より公正な判断をしやすくなり、結果として、学校は安心していじめを認定することができるのではないのでしょうか。こうした学校支援も、求められると思います。



◆ アンケート調査 結果報告 ◆ 理事 武田さち子

2014年6月から約1年かけて、ジェントルハートプロジェクトでは、幼稚園・保育園を含む学校等の事件事故で、調査・検証委員会が立ち上がった事案について、被災者と調査委員の双方にアンケートをとりました。

なお調査対象は、近年各地で設置されているいわゆる第三者委員会と呼ばれているもの以外にも、法務局や弁護士会への人権侵害の申し立て等による調査や、学校や教育委員会のメンバーに外部の専門家が加わったものを含んでいます。

さらに、同一事案で複数の調査委員会が設置されたもの、同一事案で複数の被災者がいるものは、それぞれ回答していただきました。

調査委員については、複数の調査に関わった場合、それぞれの調査について回答していただきました。

被災者用と調査委員用は共通する事案のものもあれば、異なる事案もあります。

残念ながら、元々の対象者が少ないうえに、質問項目が多かったことや守秘義務が影響してか、被災者については23件、調査委員については12件と、十分な回答数を集めることができませんでした。

ただし、その中でも調査や報告の現状について見えてきたものがありますので、ご報告いたします。

なお、調査票の集計や分析は、筑波大学人間総合科学研究科の小林麻衣子さんをお願いしました。

1. 被災者アンケートから

(1) 被災の詳細

- ・被災時期 1998年～2014年
- ・被災者年齢 3～17歳(平均12.7歳)
- ・学校種別 幼稚園・保育園2件、小学校4件
中学校10件、高校7件
- ・被災状況 自殺13件、体育的活動中の死亡4件
災害時の死亡2件、その他4件

(2) 委員会の設置時期

・直後から3カ月以内に設置が8件で一番多く、3カ月から1年が7件、1年以上経ってからが5件。

計20件中、設置時期が「適切だった」と答えたのは3カ月以内の2件だけで、「どちらともいえない」5件、「遅すぎた」と13件が答えています。

(3) 委員の選出について、被災者の要望は、「聞いてもらえた」2件、「一部聞いてもらえた」3件、「ほとんど聞いてもらえなかった」1件、「全く聞いてもらえなかった」10件、「その他」6件で、圧倒的に被災者の要望は聞いてもらっていません。結果、委員の選定について「納得」3件、「ほぼ納得」4件、「どちともいえない」4件、「やや不満」1件、「不満」10件となっています。

「不満」や「やや不満」の理由としては、「選出時点では満足すべき委員会と思われました。調査の目的、方向性が遺族の求めるものとはどンドンズレていきました。それを調整し、マネジメントし、当事者にきちんと説明する機能が欠けていたことが最大の問題点だったと思います。そのような委員がいらっしやらなかった」という意見や「法学、教育学、社会学、臨床心理学の学識経験を有する者で構成され、弁護士が1名も入らなかった。事実調査の認定がしっかりできていないまま、考察と提言が述べられている報告書になっていた。事実として何があったのか包み隠さず明らかにすることが調査委員会には必要であり、遺族が一番に望むことです」などの意見がありました。

(4) 委員会から被災者への聞き取りについて、「十分にされた」6件、「ある程度された」3件、「どちらともいえない」1件、「あまり十分ではなかった」2件、「不十分だった」8件、「その他」2件。

(5) 報告書の内容について、「納得」3件、「ほぼ納得」2件、「どちらともいえない」1件、「あまり納得できない」6件、「全く納得できない」7件で、調査検証委員会が立ち上がっても、必ずしも被災者の納得が得られていないことが判明しました。

納得がいったものの理由としては、「①委員会設置の目的がはっきり示されている。②事故の概要や事故に至るまでの発生要因など、私情を交えず公正に正確に述べられている。多方面からの検証を行っている。③再発防止のための提言が、かなり細かく示されている。④再発防止策を述べるだけで終わるのではなく事故調査を生かして改編を行った。」「学校の事後対応の批判をしてくれました」などがありました。

納得がいかないものの理由としては、「事実関係の大事な部分は全く書かれていなかった。すべては加害者側生徒だけのせいにして周りの大人の事は何もふれられていなかった」「形が見える暴力にスポットがあたりすぎ、悪口等の部分の影響や関連性など把握、分析、原因究明が不十分。又、なぜその状況になったのかの真の要因分析がないため、真に効果的な対策が検討されていない」「事実と違う部分があった。責任の所在について記述がない。聞き取り調査内容の記述が入ってない。加害者の証言は聞き入れているが、被害者のメモやノートは事実確認できないものは容認しない。被害者の気持ちや心情を考えない。想像力のない内容で、客観的にとらえずぎる。「いじめ」は認めているが「いじめ」の質の評価を加えたことが納得できない」などの不満があがりました。

(6) 被災者が調査・検証委員会に望んだことは、「達成された」4件、「ほぼ達成された」3件、「どちらともいえない」

い」1件、「あまり達成されなかった」5件、「全く達成されなかった」10件で、65%が「達成されなかった」と感じています。

なお、委員の選出の納得度が高く、報告書の納得度が高いと、委員会への期待の達成感が高くなっていました。反対に、調査委員選出の納得度のほか、意見を聞かれた程度が不十分だと報告書の納得度が低く、期待への達成感も低いことがわかっています。

(7) 民事裁判について、「検証結果が出る前に提訴」4件。「結果が出てから提訴」9件、「現在検討中」3件。

「委員会設置の在り方や報告内容と提訴が関係している」10件、「少しは関係している」3件で、調査検証委員会の設置や報告書の内容への不満が民事裁判に影響していることがわかりました。

2. 調査・検証委員アンケートから

(1) 調査・検証をするうえで主に参考になったものを上位5つ上げてもらった結果、

- ① 事件事故後に学校・教委が行った児童生徒へのアンケート調査
- ② 事件事故後に学校・教委が行った児童生徒への聞き取り
- ③ 被災児童生徒が書いていた日記やメモ、携帯電話の記録
- ④ 調査委員会が行った遺族への聞き取り
- ⑤ 調査委員会が行った教職員の聞き取り

(2) 委員を引き受けるうえでの障害について、複数回答で、「何も障害はなかった」との回答が5件ある一方で、「委員間で意見の相違を埋めるのに苦労した」4件、「本業が多忙で、時間を取るのに苦労した」3件、「書類が多く読むのが大変だった」3件、「組織や人間関係のしがらみで苦労した」2件があがりました。

(3) 今後、調査・検証委員を依頼されたら、「引き受けてもよい」0件、「依頼内容による」1件、「依頼時の自分の仕事の状況による」1件、「他に引き受け手がなければ引き受けてもよい」1件、「できれば引き受けたくない」1件、「絶対に引き受けない」5件、「その他」1件、「不明」1件でした。

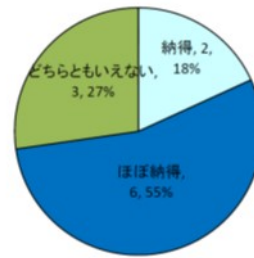
調査・検証委員を経験した多くの委員が「引き受けたくない」と考えていることがわかりました。その理由としては、心身の負担の大きさをあげる人が多く、「人から恨まれる。ほとんどボランティアみたいなものでかつ時間が多く取られる」という意見もありました。

3. 被災者と調査・検証委員とのギャップ

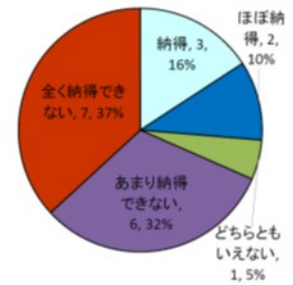
報告書の納得度や再発防止に役立つと思うかという質問で、被災者と委員の回答に大きな差が出ました。

15-2 報告書の納得度 (件, %)

【検証委員アンケート】

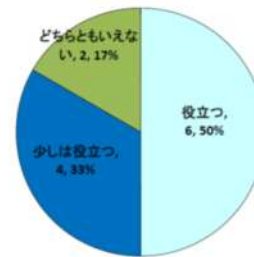


【被災者アンケート】



調査・検証は、同種の事件事故の再発防止に役立つと思いますか (件, %)

【検証委員アンケート】



【被災者アンケート】



4. まとめ

以下、アンケートを集計・分析して下さった小林麻衣子さんのまとめです。

【被災者】

- ・委員の選出については不満が生じていた。
- ・民事裁判提訴の背景に、調査・検証委員会の報告への不信がある。
- ・被災者側への聞き取りは、十分行われれば、報告書に対する納得度を高め、結果的に調査・検証を通してニーズの充足につながる。

【委員】

- ・事件事故後の学校・教委による児童生徒アンケートは調査に有用である。
- ・調査・検証作業は委員にかなりの負担を与えている。

【全体】

- ・報告書への納得度や、調査・検証委員会の有効性について、委員と被災者間の認知にずれが生じている。

※報告書の詳しいデータは後日、ジェントルハートプロジェクトのウェブサイト <http://npo-ghp.or.jp/> 資料集からダウンロードできるようにする予定です。

◆ シンポジウムの報告 ◆

11月21日に行われた「第11回親の知る権利を求めるシンポジウム」で発表のあったいじめ自殺被害者遺族の発表の中から、今回は奈良県橿原市のご遺族の報告内容をご紹介します。

橿原市いじめ自死の調査報告書について

2013年3月28日に、私たちの娘は「いじめ」を苦に自ら命を絶ちました。

あれから2年と8か月が過ぎました。当初から橿原市、市教委、学校は、「いじめ防止対策推進法」を全く無視し、事態の沈静化を図るため、独断で設置した調査委員会に市の顧問弁護士を訴訟対策の為に送り込んできました。その結果、遺族との間で紛議になりました。しかし、あまりに酷い対応を批判した世論に押される形で、この調査委員会は消滅し、新しい第三者調査委員会が発足となりました。

今年4月に調査報告書が提出されました。いじめについては「本生徒への「いじめ」は優に認められ、その「いじめ」は、一中略一相当程度のものであったことが認められる。」とし、そして橿原市・教育委員会・学校の事後対応については、森下豊市長が遺族と対立し、調査委の結論を有利にしようと働きかけたとして「市長、そして同市長の判断を容認した市教育委員会の責任は極めて重大であり、子どもの自死を、汚れた大人の論理で弄んだことは誠に許し難いことである」と痛烈に批判しました。学校・教育委員会については、「本生徒の苦しみに救いの手を差しのべる具体的な対応をしなかった。そのことが本生徒に対する「いじめ」の継続を放置し、本生徒の孤立感を深めることに繋がっていった」と述べられています。

私は娘が活着している時から担任に、「どんな小さい事でもいいので何かあったら連絡ください。」と常々伝えていました。その事について調査報告書ではこう記されていました。「本件では、これまで述べたとおり、本生徒が急に元気をなくし、それまで親しくしていた友人らと離れて一人でいることが多くなっていたこと等本生徒の心身に顕著な変化があらわれていることが観察されており、それらの様子は、本生徒の心身の健康に何らかの顕著な変化が生じている可能性を窺わせるものであるから、学校としては、本生徒の上記変化の状態を母親に連絡、報告すべきであったように思われ、それによって本生徒の自死を食い止める手立ての一つになり得たものである。」と。当該中学校の多くの教職員が、元気をなくし友人から離れてひとりであった娘の様子を把握しながら放置した結果、最悪の事態が生じました。

しかし、橿原市、市教委、学校は報告書を受けても、私たちとは対話を拒み続けています。

調査報告書を受け取り、示されている提言の再発防止策にも取り組まず、私たち遺族との深い溝を埋めようとせず、対立の姿勢はいまだ変わっていません。加害生徒は全く反省せず線香もあげに来ず、その後も同じようないじめを繰り返し、何事もなかったかのように生きていっているように見えます。

複雑な経緯をたどり出された調査報告書をまるで読んでいないかのような対応です。

歩み寄りや謝罪、そして何よりも、二度と同様の悲劇があってはならないと、橿原市、市教委、学校が真摯に取り組む姿勢を望んでいましたが、それもかなわず、苦渋の思いの中、法廷で争うという事になりました。

以上
平成27年10月29日

奈良地方裁判所御中

意見陳述書

原告 遺族 母

本日は、このように母としての想いを述べる機会を与えて頂きありがとうございます。

平成12年2月28日に元気な産声とともにこの世に産まれてきた娘は、平成25年3月28日にわずか13歳という若さで自ら命を絶ち、この世を去りました。娘はたった13歳でしたが、確かに存在し、沢山の人の愛を注ぎ、愛され、かけがえのない尊い人間でした。

平成25年3月28日、娘は学校の部活動の公式試合に向かう途中、誰もいない、いつもの待ち合わせ場所のマンションで「みんな呪ってやる」という文言を残し、部活動のユニフォーム姿で、お弁当の入ったナップサックとテニスラケットを残し、7階から身を投げました。「行ってきます」と言い、出かけましたが、「ただいま」は、いまだに聞けていません。私は、もう一度でいい、もう一度でいいから、あの可愛い声で「ママ」と呼ばれたい。私の全てを、何もかも捧げたら…私の命を引き換えにあの子が、この世に戻って来れるのなら、私の命をあげたい。あの日から私はこんな思いにかられ、悶絶の日々を送っています。

橿原市立畝傍中学校、橿原市教育委員会及び橿原市の、娘の自死後の事後対応について、聞いていただきたいと思います。

娘の自死からひと月も経たないうちに、森教頭はどういった調査をしたかの説明も明言されない中で、調査は「限界です」と私に言いました。大口校長は、家庭で虐待があったかのような事を私に告げ、吉本教育長は、第三者調査委員会の設置について、子を亡くした保護者に対して寄り添うなどとは程遠い雰囲気です。「望むところだ」などと、言いました。

この氷のような冷酷な発言を、私はこの帰り道に、「望むところだ」とはどういう事なのか、なぜこのような事が言えるのか、この言葉が頭の中でずっと渦巻きました。

この後も、設置した調査委員会に、訴訟を意識し、市の顧問弁護士を委員に就任させるなど、およそ常識では考えられない対応に終始しました。

事件当初、学校や市教育委員会は、もちろん私たち遺族に寄り添ってくれるものだと、私は信じて疑いませんでした。しかし現実には、これでもかと、何度も何度も崖から突き落とされるかのような対応をされ、絶望を味わい、いっそのこと娘のもとへ行こうかと毎日そればかりを考えていました。

平成23年6月1日に文科省から通知された「自殺事案における背景調査の指針」では、「遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要があること」と述べています。しかし、学校、市教育委員会は、この通知の内容とは程遠い対応をしてきました。

過日に提出された調査報告書では、この事後対応について、森下豊市長が遺族と対立し、調査委の結論を有利にしようと働きかけたとして「市長、そして同市長の判断を容認した市教育委員会の責任は極めて重大であり、子どもの自死を、汚れた大人の論理で弄んだことは誠に許し難いことである。」と痛烈に指摘しています。

裁判長。学校とは、子どもが亡くなったら迷惑でしかないのでしょうか。亡くなった生徒の尊厳を、傷つけてもいいのでしょうか。

私たちの娘は確実にこの世に生きていました。亡くなっても人権はあります。娘がこの榎原市で生きていた事、この榎原市で亡くなった事を、大人の都合で、汚れた大人の論理で闇に葬り去られようとした事に対し、私たち家族の悲しみと怒りは、私たちの心に深い傷跡となっております。

いじめに関してお伝えしたい事があります。

平成25年3月28日、娘の死亡直後に、学級担任の車谷教諭が、娘の所属していたソフトテニス部の顧問教諭に「やっぱり、クラスの事が原因なのか…」と発言し、また、私には、「今まで仲良くしていた被告A、被告B、被告Cからはずされて一人になっていました。3対1でした。」「休み時間は一人でぼつんと机でぼーっとしたり、小説を読んでいました。」と述べました。

娘が亡くなる約4か月前から、車谷教諭は、娘が学級で、仲間外れにされ、一人でいる姿を観察し、部活顧問教諭に相談していました。部活でも、被告A、被告B、被告Cらに11月頃から娘がはずされ、孤立していた事が観察され、また、車谷教諭は、1月中旬頃にも、娘が友人らから、はずされていた旨副担任とも話していました。

通常、学校は、生徒の変化が、生徒の心身の健康にかかわる可能性を有していると判断されるときには、親に対して、連絡や報告すべきであるはずですが、ひたすら看過にとどまり私たちに知らせるなどの何らの措置も取りませんでした。このとき、何らかの措置が取られていたならば、娘の死は食い止められたと私は確信しています。

いじめの定義とは、「いじめ防止対策推進法」において、「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(イン

ターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と述べています。

「いじめ」という行為は、明らかな人権侵害であり、侮辱行為であり、人の心を蝕み、人を精神的に追い詰める行為です。「いじめ」とは、その時に被害生徒が置かれている状態が、長期にわたる「いじめの状態」であったならば、他人から見て、ほんの些細な悪ふざけ程度であったとしても、個々の受けた行為は確実に被害者の心を深くえぐり傷つけます。

分かりやすい例えを聞いて下さい。

コップは子どもの心。一滴一滴はいじめ。

ひとつひとつが悲慘なもの、凄惨なものでも、最後の一滴で心を壊す子もいれば、命を壊してしまう子もいるのです。

娘は学級内、部活動内で教員からみても、長期にわたる「いじめの状態」である中、被告DにLINEによる謂れのない誹謗中傷を受けました。

いじめで、今にも溢れそうな心のコップに、LINEでの、誹謗中傷によって大きな一滴を落とされ、心を壊し、命をも壊してしまいました。

娘がどれだけ深く傷ついていたか、娘の心を思うと私たちの心は、悲しみと怒りで胸が張り裂けそうになります。

最後になりますが、娘の自死後も、いじめによる被害で自死する子どもが後を絶ちません。そして、学校の事後対応は、責任回避的動機から、事実解明することなく、事態の沈静化に終始するという対応に陥ります。その結果、被害者・遺族らは、強い不信感に陥り、地域等で孤立し、その地域で風評被害に苦しめられます。私たちだけではありません。全国の同様の事件の遺族は、根拠のない噂、誹謗中傷などで二重三重の苦しみの中、生きています。

もう沢山です。子どもが自ら命を落とすなどという事、学校などの不適切な事後の対応で遺族が苦しめられる事が、あってはなりません。

裁判長、どれだけの子どもが絶望の果てに自死を重ねれば、このような深刻な問題に、国、社会、教育者が本気で取り組むのでしょうか。教えてください。

どうか、この司法の場で、娘の無念を晴らしてください。どうか、もう二度と、子どもがいじめで自死することが無くなりますよう、警鐘を鳴らしてください。

どうか、この公正な司法の場で、事件後の学校の事後対応が不適切で、娘の尊厳を傷つけ、残された、私たち遺族の深い哀しみをどれほど踏みにじる行為なのか、明らかにして頂きたいと、切にお願い申し上げます。以上

◆ 文部科学省のヒアリングに参加して ◆

去る11月10日に文部科学省で行われた「学校事故対応に関する調査研究有識者会議」において、当法人に報告する機会をいただくことができました。

当日は講演活動で日本全国の学校現場を廻っている立場であり遺族でもある理事の小森美登里と、自らがいじめ自殺に関する第三者調査委員会への参加実績を持つ理事の武田さち子の両名が参加した当日の発表要旨を掲載します。

まず、理事の小森美登里から、学校事故に於ける被害者といじめ被害者が学校から受ける対応について、多くの共通点を指摘しながら話を進めました。

◆ 被災者は結局のところ「なぜこのようなことが起きてしまったのか」そのプロセスを知りたいだけであり、その真相究明がなされない限り、有効な再発防止策の策定は困難です。そして同様の事件が再発するということは、自らの事例(わが子の死)が無駄になってしまったということになるのです。

子どもたちは学校の対応をよく見ており、教師が隠蔽をする事によって、逆に信頼関係を壊すことにもなり、さらには事後に必要な子どもたちの吐き出し作業もできなくなってしまいます。この事により子どもたちは心の回復から遠ざけられてしまい、生き直しのきっかけも奪われてしまっています。

子どもは大人から守られなければならない存在であるにもかかわらず、学校は自己保身を優先しており、憂慮しなければならない状況が続いています。

実際には子どもたち同様、多くの教師も問題発生に気がついているのです。

また事件事故後の背景を知るためには、問題が起き前後の情報収集が重要で、そのために初動調査の確立が必須であり、子どもたちへの聞き取りが重要となります。

親は自らが知った情報を学校に投げ込むことしか出来ず、その後の隠蔽に苦しんでいる現状を考えると、情報の共有は欠かすことのできない項目です。

今のように初動調査の確立されていない状況では、その後の情報共有もないまま、被害者の知らないところで、学校側から発信される偏った情報のみで問題処理がされています。このように学校教育委員会のさじ加減ひとつで情報のコントロールがどうにでもなってしまう状況が続いていて、隠蔽防止のシステムも確立されていません。この現状を踏まえ、学校・行政が行う調査に関しては、文部科学省の権限の中でもっとできることがあるのではないのでしょうか。

また真相究明がままならないシステムの中で、不毛な民事裁判提訴という現実も生まれています。

学校の行う調査において、個人情報の保護を盾に共有を拒みますが、学校は事案が発生した現場の

当事者であり、被害者も当事者であることを踏まえると、双方ともに当事者で有り、情報共有を拒む理由に正当性はないと考えます。

かつて当法人が実施した被害者アンケートにおいても、①学校からの説明について全く納得できない: 81.6%、あまり納得できない: 8.2%、合計で89.8%という結果が出ています。

いじめ防止対策推進法の二十八条に「いじめを受けた児童生徒その保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」とあります。

学校と被害者の不毛な闘いは、お互いに大きな負担を負います。

重ねて『初動調査の確立とその情報の共有』をお願いします。

続いて理事の武田さち子から報告をしました。

◆ 多くの事例の中から『記録』『情報共有』『当事者(遺族)の参画』をキーワードとして事故対応の主な問題点と課題を報告しました。

①事前の問題点として

防止策の形骸化、
記録の不備と検証への影響、
情報共有とチェック機能の不備等

②事後の問題点として

学校教委の被災者対応による二次被害化、
当事者・教員・児童生徒に対する説明不足、
組織防衛を前提とした調査の問題点等

③外部調査委員会の問題点として

設置時期の問題(遅延・当事者不在など)
メンバー選出の透明性、
事務局の恣意性、調査自体の問題点(結論ありき)
報告書の問題(過程が不透明・情報共有がない)

以上のことから、下記の提言と要望をします。

・再発防止の観点から記録・調査・開示・保存のルール作り

・被災当事者(遺族)の権利の確立(知ること・調査に関与すること・尊厳が守られること)

【最後に】

最も厳しい目を持つ『当事者』が自分の情報にアクセスし、内容がチェックできる仕組みづくりを積極的に推進することが、事故防止に大きく貢献するものと考えます。

(参照)

当法人HP <http://npo-ghp.or.jp>

日本の子どもたち <http://jca.apc.org/praca/takeda>
オリジナル資料

http://jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html

◆ 活動のご報告と今後の予定 ◆

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2015/12/1	柏市立柏中学校	千葉	柏	600
2015/12/1	柏市立逆井中学校	千葉	柏	590
2015/12/2	柏市立柏第五中学校	千葉	柏	560
2015/12/2	岡山市立財田小学校	岡山	岡山	130
2015/12/3	あおい町立大飯中学校	福井	大飯郡	200
2015/12/4	山県市立美山中学校	岐阜	山県	170
2015/12/8	長岡市立小国中学校	新潟	長岡	120
2015/12/9	山口県立厚狭高等学校	山口	山陽小野田	400
2015/12/9	船橋市立習志野台中学校	千葉	船橋	773
2015/12/10	北九州市人権週間記念講演会	福岡	北九州	500
2015/12/12	世田谷区立北沢中学校	東京	世田谷	300
2015/12/17	新潟市立潟東中学校	新潟	新潟	170
2015/12/18	熊本県立球磨工業高等学校	熊本	人吉	500
2015/12/18	千葉県立松戸馬場高等学校	千葉	松戸	970
2015/12/19	鹿屋市人権問題講演会	鹿児島	鹿屋	400
2015/12/21	霧島市立中福良小学校	鹿児島	霧島	70
2016/1/12	川崎市立東小倉小学校	神奈川	川崎	160
2016/2/7	山陽小野田市立小・中学校PTA連合会	山口	山陽小野田	500
2016/2/8	船橋市立葛飾中学校	千葉	船橋	1,560
2016/2/10	野洲市立三上小学校PTA	滋賀	野洲	70
2016/2/25	光泉高等学校	滋賀	草津	390
2016/2/28	南河内ブロック青少年指導員連絡協議会研修	大阪	松原	150
2016/3/6	川崎チャイルドライン	神奈川	川崎	30
2016/3/16	流通経済大学附属柏高等学校	千葉	柏	800
2016/4/13	滋賀県立野洲高等学校	滋賀	野洲	570
2016/4/23	高崎市学童保育連絡協議会	群馬	高崎	100
2017/2/4	江戸川ロータリークラブ	東京	江戸川	400

◆ 新刊のご紹介 ◆

『問わずにはいられない ～学校事故・事件の現場から～』（田原圭子・著）
が、このほど「あうん社」から発売されました。

学校事故・事件の被害者21家族が、それぞれの実体験を書き下ろし、一冊にまとめたものです。（amazonでも購入出来ます）

【内容】

- ・第一章 「いじめ」（7家族）
- ・第二章 「事故・事件」（9家族）
- ・第三章 「指導死・指導被害」（5家族）

という三部構成になっています。

当法人からは、「はじめに」 武田さち子 /
「我が子の死から学び気付かされたもの」 篠原宏明・真紀 /
「優しい心が一番大切だよ」 小森美登里が寄稿しています。





◇ 橋 がか かる ◇

NPO法人 ジェントルハートプロジェクト
ひととひととの出会い、そこにかかる橋

ここでは毎回ジェントルハートプロジェクトに関わる方々の思いなどを自由にお書き頂くコーナーです。
今回の橋がかかるは川崎市立田島小学校教頭の児玉暢也先生にお願いしました。

「いじめゼロプロジェクト」に取り組んで 川崎市立田島小学校 教頭 児玉暢也

1. なぜ、いじめゼロプロジェクト？

わが校は、私が着任する以前にいじめが原因で不登校になってしまい、その後他校に転校しても学校に行くことができなくなってしまった児童を生んでしまいました。

その児童本人の苦悩、保護者の方の悲しさに対して結果として何も応えることができなかった。心から申し訳なく思います。対して、保護者の方は「わが子のような思いを抱く子を二度と再び田島小から出さないように、先生方ががんばってください」とおっしゃいました。

わが校は一体となってその心の叫びに応え、さらに前進して行かねばならないと思いました。

こうして今年度「いじめゼロプロジェクト」がスタートしました。

2. プロジェクトの柱

大きくは3つの柱があります。①人権尊重意識に基づいた教職員の指導力向上と職場環境の構築②「いじめゼロ啓発」に関わる児童の自主的な取組③保護者・地域と一体となった「いじめに関わる研修」「いじめ啓発広報活動」の展開がそれです。

特に①は重要です。児童と日々向き合う者として、常に「心を透明にして」児童の思いや悩みを掴む能力を持たねばなりません。日々の児童の顔色の変化、人間関係の微妙な変化、授業などの活動での変化・・・それらのことに対して、さりげなく、しかししっかりと見極め判断し、言葉にされない声を聞き取り、行動に移す能力です。これをプロの教師として持つようにありたいと念じています。

そして、そのような教職員の能力が発揮されやすい職場環境づくりが大切です。風通しよく情報が活発に伝播され、校長以下全教職員が情報を共有し一体となって問題解決に向かうことのできる職場であることが、児童の心の叫びに応えうる職場だと認識しています。月一回の職員会議のみならず、機に応じて情報共有の場を設けて「児童の心の声」に向き合う機会を作っています。

抱え込まない、どんなことでも互いに支え合う、人として尊重しあう職場。そのような職場ならば、どの教職員も安心して「児童の心の声」に耳を傾け教職員同士で情報を発信しあい、解決の方向をともに考えるようになるはずです。管理職として、何よりも「心を透明にして」相手の話を聴いて、解決の方向を一緒に探るよう心がけています。

そして、地域・保護者とも思いを共有して「いじめに関わる問題の本質」について研修を深めて行くための③の柱。私たちがプロジェクトを進める上で基本的な姿勢を確立して行くためにも大変重要な位置をしめます。そこで今回、「謙虚にしっかりといじめの問題に向き合いたい」願いから小森美登里さんにご講演いただく機会をつくりました。

3. 小森美登里さんの講演から

11月17日(火)、今年度の学校公開週間の初日にPTAとの協賛で5、6年生と保護者を対象に開催しました。

講演していただいて本当によかったと心から思いました。教職員、保護者、児童の心を揺り動かしてくださいました。

特に、「いじめゼロプロジェクト」立ち上げのきっかけとなった事案の関係者の一人が心を動かしただことに驚くとともに、感動を覚えました。その児童の生活状況や学習状態を振り返ったとき、ここまでの心の変化を文章にすることは初めてのことだと思えます(作文を書くのは苦手な児童です)。

その児童の講演会後の感想文を一部掲載します。

「今日の時間で、いじめが原因で多くの人になくなったことがわかりました。あらためて、いじめのつらさがわかりました。いじめをした人も悲しい、いじめられた人も悲しいことがわかりました。

かすみちゃんはいじめで亡くなってしまいました。小森先生もぼくも悲しいです。

ぼくは2年生のころ、3人の人をいじめてしまいました。そのころはムカムカしたらすぐに物にあたり、人にあたってしまいました。そのせいで3人の人をきずつけてしまいました。4年生になり、やっといじめのつらさがわかりました。命の大切さや友達大切さ、いろいろな大切さをわかりました。

かすみちゃんは、いじめが原因でお亡くなりになりました。かすみちゃんはやさしい子なのになんでいじめられたんだろう。そして、自殺するほどいじめられたんだろう。かすみちゃんはわるくないのに。・・・以下略・・・」

この児童に、このような心の動きを起こしていただいた小森美登里さんに、心から感謝しています。

その上で、この児童も含めて、私たちはプロとしてより一層「心を透明にして」児童の心の声に耳を傾け、児童のために行動を起こすことのできる教師力を身につけ、人権尊重意識の行き渡る学校づくりをこれからも目指していきたいと思えます。